

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	平成23年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	3頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	4頁
	平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	4頁
	平成22年改正給与条例附則第2項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則	福利・給与室	4頁

お 知 ら せ

平成23年11月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則をここに公布します。

平成二十三年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則 第七号
三重県教育委員会規則 第七号

平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

（調整対象職員となった者の改正給与条例附則第三項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第一条 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十四号。以下「改正給与条例」といふ。）附則第三項第一号の規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」といふ。）第二十三条第一項後段又は第三十条第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」といふ。）までの期間の全期間が職員（給与条例第二十九条に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員
- 二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員
- 三 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員
- 四 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の適用を受け

る職員

五 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員

六 三重県教育委員会教育長

七 特別職に属する県職員

八 国家公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員、他の地方公共団体の職員又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員

九 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。次条第一項第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第十二条第一号に規定する退職派遣者

2 改正給与条例附則第三項第一号の規則で定める日は、平成二十三年四月一日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における調整対象職員（改正給与条例附則第三項第一号に規定する調整対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正給与条例附則第三項第一号の月数の算定）

第一条 改正給与条例附則第三項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる者その他三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議してこれらに掲げる者に準ずると認めるもの（以下「一般職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち一般職員等として勤務した期間（以下この条において「特定一般職員等期間」という。）を除く。）

二 大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう）、休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう）、長期自己研修期間（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされていた期間をいう）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号及び第四号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう）、福利厚生等休暇期間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。第四号において「勤務時間条例」という。）第十七条第一号に規定する福利厚生等休暇を与えられていた期間をいう）、特定一般職員等期間におけるこれらに相当する期間その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める期間

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう）又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間

四 給与条例第二十七条第二項、育児休業法第十九条第二項若しくは勤務時間条例第十六条第三項若しくは第十七条の二第三項の規定により給与を減額された期間、特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める期間

五 前号に掲げる期間以外の期間であつて、給与条例第二十七条第一項の規定により給与を減額された期間又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間

六 調整対象職員以外の職員であつた期間又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正給与条例附則第三項第一号の規則で定める月数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月まで

の各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- 一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（特定一般職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与条則附則第三項第一号に規定する合計額に百分の〇・〇九を乗じて得た額（第五条において「附則第三項第一号基礎額」といふ。）に満たないもの
（改正給与条則附則第三項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第三条 改正給与条則附則第三項第二号の規則で定める者は、平成二十三年六月一日において調整対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。
（一般職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）

第四条 改正給与条則附則第四項及び同項の規定により読み替えて適用する改正給与条則附則第三項の規則で定める者は、一般職員等とする。

- 2 改正給与条則附則第四項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。
- 3 改正給与条則附則第四項の規定により読み替えて適用する改正給与条則附則第三項の権衡を考慮して規則で定める額は、一般職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。ただし、これにより難い場合にあつては、他の職員との権衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して特に認める額とする。
（端数計算）

第五条 附則第三項第一号基礎額又は改正給与条則附則第三項第一号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。
- 2 平成二十二年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則（平成二十二年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第八号）は、廃止する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十三年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二二 円」を「二二 円」に、「二三 円」を「二三 円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年^{三重県人事委員会規則}第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号中「第一条第一号、第二号、第九号若しくは第十号に掲げる職員又は」を削り、「在職した期間」の下に「（県委員会が人事委員会と協議して定める期間を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第一条第九号又は第十号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第五条第二項に第一号として次の一号を加える。

一 第一条第一号又は第二号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年^{三重県人事委員会規則}第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「平成二十二年三重県条例第五十五号」を「平成二十三年三重県条例第四十四号」に、同項及び第五条第一項中「百分の九十九・六六」を「百分の九十九・五五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成二十三年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十一号

平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則

平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月

額の切替えに関する規則（平成二十二年 三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社